

有機農業の生産から流通・消費をつなぐモデル調査・実証業務 委託仕様書

1 業務名

有機農業の生産から流通・消費をつなぐモデル調査・実証業務

2 業務の目的

本県では、環境と調和のとれた持続的な農業の取組の一つとして、「愛知県有機農業推進計画」を策定して、有機農業の推進を図っている。

2025 年度に、県内の有機農産物(注)の流通実態調査を実施し、現状の有機農産物の流通実態を明らかにし、生産、流通、消費の各側面から現状と課題を分析した(調査結果の概要は別添のとおり)。

調査の結果、今後の有機農業の取組拡大・定着支援として、生産者のグループ化や共同出荷、慣行農産物の市場流通網等を活用した出荷形態、有機農産物ならではの新商品開発や企業と連携した商品開発などの可能性が挙げられた。

有機農業の取組拡大・定着を図る上で、有機農業者が安定して生産物を供給できる販路の確保や流通に係るコスト低減は不可欠である。

そこで、有機農業の出口戦略として、販路確保に向けた可能性の高いモデルを調査・実証、横展開を図ることを目的として実施する。

(注) この仕様書において「有機農産物」とは、有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)の第二条で規定する有機農業(化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業)により生産された農産物とし、有機 JAS 認定の農産物も含むものとする。

3 委託期間

契約日から 2027 年 3 月 10 日(水)まで

※本事業の実施は、国の交付決定を条件とする。

4 委託業務内容

(1) 販路確保に向けた可能性の高いモデルの設計

次の例を参考に、愛知県内で実証することを想定したモデルを 2 件企画する。同じ分野から 2 件のモデルを企画することも可とする。

(参考)

分野	内容
出荷体制	a. 出荷地域が同じ農業者の共同配送(配送拠点設置)による効率化
	b. 市場や JA 出荷便を活用した効率化
販路拡大	c. 新たな加工品の開発(冷凍含む)
	d. 県内量販店や直売所、飲食店等への新たな販路拡大
	e. 地域企業と連携した消費拡大につながる取組(社食での活用等)
	f. 保育園・幼稚園・学校給食への活用
その他	g. その他

① モデル設計のための連携先選定

- ・実現可能性の高い生産者（産地）、流通業者（仲卸等）、加工業者等を具体的に選定し、意向調査を行い、その上で、関係者を集めたモデル検討会（つながる場）を設定する。モデル検討会は、2026年12月末までに2回以上開催すること。
- ・モデルは2件設計すること。
- ・連携先の選定及び意向調査の結果等については、随時、県と情報共有を行うこと。

② モデル実証に向けた条件調査

- ・2件のモデルについて①で選定した連携先に対して、翌年度のモデル実証に向けて、具体的な条件調査を行う。調査項目は、対象品目及び量、規格、配送方法、出荷・納品条件等とする。

(2) モデル設計書（2件）の作成

- ・（1）で企画したモデル2件について、翌年度の実証に向けた設計書を作成する。
- ・設計書作成にあたっては、想定する取引価格やコスト計算などの試算も行うこと。
- ・実証に必要な費用も試算すること。

(3) その他

- ・（1）（2）の業務は、県と随時打合せを行い、県と調整の上、実施すること。また、打合せのために必要な資料及び議事概要等の作成を行うこと。会議等の開催にあたっては、対面、オンライン会議のいずれの場合であっても対応すること。
- ・（1）（2）に明記のない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な事項については、県と協議の上、対応すること。

[調査・実証のスケジュール]

年次	1年目	2年目	3年目
ステージ	調査・マッチング	実証・検証	実証・横展開
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・販路確保に向けた可能性の高いモデルの設計（2モデル） ・生産者と流通・加工業者等とのマッチング 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路確保に向けたモデルの実証（1年目）（2モデル） 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路確保に向けたモデルの実証（2年目）（2モデル） ・横展開のための情報発信
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●連携先の選定 ●条件調査・需要量把握 →条件整理と連携先の調整 ●実証に向けた設計書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●実証支援（専門家派遣含む） ●実証により得られたデータ整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●改善実証支援 ●取組マニュアル作成

5 成果報告

業務完了後、2件のモデル設計書を作成し、2027年3月10日（水）までに提出すること。

[報告書部数]

- ・A4両面カラー
- ・部数 印刷物（10部）
- ※電子メールによりデータも送付すること

また、参考資料（収集した元データ、各種打ち合わせ記録、本業務で使用した各種文書）、

その他県と協議の上、県が指定するものについて提出すること。

6 留意事項

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業内容全般を常に把握している専任の担当者置き、本業務に必要な連絡・調整等全ての業務を行うこと。また、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) スケジュールについては、調査開始前までに速やかにスケジュールを提案し、県の合意を得ること。
- (3) 4の(2)の連携先については、委託業者により選定の上、提案し、県の合意を得ること。
- (4) 本事業は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本事業の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- (5) 受託者は、本事業を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本事業の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- (6) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。